

【第2次地域情報化調査推進特別委員会中間報告】

今までの経過

これまで、総務財政常任委員会、第1次の特別委員会で審議し、上越ケーブルビジョン株式会社（J C V）提案の民設民営のケーブルテレビ方式が採択されたが、市民の理解が得られず、断念することになった。

委員会調査経過

国の補正予算による経済危機対策の新しい補助金制度ができることにより、財源的に有利な条件で、ブロードバンド・ゼロ地域解消ができる状況となつたが、補助金申請までのスケジュールが非常に短期間であり、その中で方針決定しなければならないという状況であるために、委員会として調査した。

6月9日の委員会においては、J C V提案の民設民営によるケーブルテレビ方式は、加入率60%という事業実施条件をクリアできなかつたため、これを断念するという市長の方針を了承。今後の方針は、NTTのBフレッツサービス提供地域以外を光ファイバケーブル2芯方式で整備し、1芯は通信用芯線として通信事業者にIRU契約で貸し出し、もう1芯は放送用芯線として地上波デジタル放送難視聴対策に使用するということである。議論の結果、了承する方向で進み、焦点は、放送用芯線を使ってどのようなサービスを展開するかに絞られた。

6月18日の委員会では、地上波デジタル難視聴対策としてどのような方式で事業推進するかに焦点を絞って質疑応答が行われた。質疑の前には次のように整理し、行政側もこれを確認した。

- ① J C V提案の民設民営CATV方式は断念する。
- ② 国の経済危機対策の補正予算を使いブロードバンド・ゼロ地域解消、地上波デジタル放送難視聴解消の2点を目的とした、情報基盤の整備を行う。
- ③ 現在のBフレッツサービス提供エリア（NTTの糸魚川局、青海局）以外の糸魚川地域、青海地域全域を、光ファイバケーブル2芯方式で整備する。
- ④ 2芯のうち1芯は通信事業用とし、通信事業者にIRU契約で貸し出し、残りの1芯は市の難視聴解消対策に放送用芯線として使う。通信事業者とのIRU契約には2芯共の維持管理を含める。
- ⑤ 難視聴解消の方法として、能生ケーブルネット（N C N）の放送を配信するか、地上波デジタル放送のみを配信するかで、いずれも難視聴地域以外でも整備エリア内なら受信可能となる。

⑥ 難視聴対策としては、すべての共聴組合を統合したい。受信施設・配信拠点は庁舎1箇所として受信施設の管理を軽減したい。

⑦ 課題として、N C Nの内容を流す場合の料金設定で各共聴組合の賛同を得られるかどうかがあるが、賛同を得られない場合でも、独自の共聴施設を維持するという選択肢があり、その場合でも国のブロードバンド・ゼロ地域解消補助金に関しては問題がない。

⑧ 行政インカラは、別に整備する必要がない。

その後、N C Nの番組を送信する方法と、地上波デジタルだけを送信する方法の2方式の比較検討について、活発な議論が展開された後、難視聴地域の共聴組合に提示する難視聴解消方法について、協議を行っている。

共聴組合にとって利用しやすいシステム、糸魚川市と市民にとって将来性の高いシステム及び市民に情報格差の生じないシステムを求めて、どのような進め方がいいのかを協議し、次の3案を併記し、市の方針としては「全市的に格差のない行政サービスを提供する観点から、A案を推奨したい」という意向を共聴組合に説明の上、それぞれの組合の意向を伺うこととした。

（A案）N C Nの番組を配信する。

（B案）地上波デジタルの再送信を行う。

（C案）共聴組合が独自の共聴組合を維持する。

スケジュール的に補助金の本申請期限までに共聴組合の方針を集約して方式を決定することができないため、相対的に事業費が大きいN C N接続案で申請し、共聴組合の意向を受けた後の地上波デジタル放送再送信方式への申請変更も視野に入れるとのことである。

採決経過

議員の中には、共聴組合の意見をよく聞いてから方向を出すというのが、一番良いやり方ではないかという意見もあり、行政側からも委員会の承諾なしには共聴組合との協議には入れないということから、採決を行った。

採決結果

賛成6人 反対3人

前述の方針のとおり共聴組合との協議に入ることが承諾された。